

令和4年度併設ショートステイ特養転換候補者の募集に係る質問及び回答

受付番号	質問要旨	回答
1	【応募事業者の要件及び資格要件】 令和3年度に山梨県併設ショートステイ特養転換候補者として選定され、令和3年度に併設ショートステイの特養転換を実施した事業者が、残りのショートステイ床について、令和4年度も特養転換候補者として応募することは可能か。	令和4年度山梨県併設ショートステイの特養転換候補者募集要項2(3)の応募要件、3の資格要件全てに該当する場合は、応募可能です。
2	【転換計画書「2転換理由等(2)」の取り扱い】 地域住民の代表として、当法人評議員等(住民組織の代表者や民生委員・児童委員、福祉協力員、地区社協役員、ボランティアの活動者等)の中から抽出した対象者に事業計画等の説明を行い、コメント等を頂き理解等の状況把握を想定している。また、コロナ感染などの状況も勘案して対面での説明ではなく説明資料配布、書面によるコメント受付により行いたいと考えている。このような取り扱いは可能か。	法人の評議員であっても、地域住民等を代表する立場であれば、その方々に説明を行い理解いただく対応でも問題ありません。 直接訪問でなくても、郵送等での説明、意見受付の方法も可能です。
3	【提出書類5「建物外部及び内部の現状写真」について】 現状写真の撮影に際して、特に撮影の位置取りなど指定される条件等はあるのか。	位置取りの指定はないですが、施設の外観及び転換を予定するユニットや居室内部の現状が分かる写真をカラーで撮影して下さい。撮影位置は平面図等に図示して下さい。
4	【直近1年間のショートステイの利用率計算の根拠となる資料における算出基準について】 募集要項の2募集の概要、(3)要件、③においてショートステイの過去1年間の平均稼働率の算出が求められており、「この場合の稼働率は30日以上の利用者を除いたものとする」とされています。 この「30日以上の利用者」には他法人のシ	転換を希望するショートステイでの利用期間のみを数えて「30日以上の利用者」に含めて下さい。 なお、「直近1年間」については、ホームページ掲載の転換計画書(様式1)の「2 転換理由等」(4)に記載してある期間(令和3年3月～令和4年2月)で算出して下さい。

<p>ヨートステイから、自宅にお帰りになることなく当法人のショートステイの利用を開始され、通常で30日を超えた場合、当法人での利用期間が30日に満たなくても「30日以上の利用者」に含めてよろしいのでしょうか？</p> <p>具体的には、他法人でのショートステイを連続利用し31日目にあたる2021年5月17日より当法人のショートステイを利用開始。5月29日に退所されています。よってこの13日間を当法人として30日以上の利用と扱ってよいのか？</p>	
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--